

水戸市立鯉淵小学校いじめ防止基本方針

水戸市立鯉淵小学校 生徒指導部

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え

(1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項より 令和7年2月改訂）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得るものであり、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

従って、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、保護者、地域住民との連携を図りながら、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 学校におけるいじめ防止などの対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、学級担任、PTA会長からなる、いじめ防止等の対策のための水戸市立鯉淵小学校いじめ防止対策委員会を設置し、配慮を要する児童について、委員会を開催し、現状や指導についての情報交換を行う。

(2) 全教職員での情報交換及び共通理解

4月に学年・学級の状況を共通理解するとともに、職員集会・職員会議で、継続して、配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- 担任は、いじめられる側を「絶対を守る」という意思を示し、児童との信頼感や学級の安心感を育み、いじめを許容しない雰囲気浸透するようにする。
- 「学習のきまり」や「こいぶちっ子の1日」の指導を通して、児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学級づくりを進める。

(2) 人権教育の充実

- 全ての教育活動を通して道徳教育を充実させ、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- 縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよくかわる力を身に付けさせるとともに、高学年児童においては、リーダー的な役割を担うことで、自己有用感をもたせるようにする。
- 県立内原特別支援学校との交流学习をととして、障害のある児童への正しい理解を深めるとともに、豊かな人間性を育てる。

(3) 相談体制の整備

- 毎月「学校生活についてのアンケート」を実施する。教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

- タブレット（Google Form）を活用した相談窓口を設ける。悩みを相談することができない場合も考え、相談窓口についての啓発を行う。
- (4) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
 - 全校児童に対してインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。
- (5) その他の取組
 - 内原中学学区小中一貫教育による連携
 - 地域、PTA等と連携したあいさつ運動（「ふれあいプラン」）
 - スクールカウンセラーによる児童理解のための研修会

4 いじめ早期発見のための取組み

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るとともに、いじめ対策についての説明・啓発を計画的に行う。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。さらに、必要に応じて、水戸市総合教育研究所と連携して課題解決に臨む。

(2) 児童が相談しやすい体制の整備

全教職員が、いじめはどの児童にも起こり得る問題であることを十分認識し、アンケートの結果を過信せず児童の変化を注意深く観察するとともに、積極的に声をかけたり、日々の記録を蓄積したりするなどして児童が相談しやすい関係を構築する。

さらに発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、日常的に該当児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。児童によっては、自分から保護者や教師、友達等にいじめ等の悩みを相談することができない場合も考えられることから、「いじめ相談ダイヤル」や「子どもホットライン」等の相談窓口についての周知を徹底する。

(3) アンケート（児童からの訴え）、チェックリスト（教師の気付き）の活用

毎月「学校生活についてのアンケート」やチェックリスト、教職員間の情報交換をもとに、児童観察や教育相談を継続的に実施する。

実態調査「0」≠いじめがない

実態調査の補助的活用

5 いじめに対する対応

(1) 初期のいじめ発生時における対応

- ① いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。

(2) 確認後の基本的対応

いじめ防止対策委員会

- いじめを止めさせる
- 組織・体制づくり
- 指導方針の共通理解

⇔

水戸市総合教育研究所
関係機関

(3) 基本的指導方針

一 次 指 導	いじめられた児童へ ○チームでの支援 ○カウンセラー等の要請	いじめた児童へ ○いじめの態様に応じた指導・支援	保護者との連携 ○指導方針の報告 ○情報交換の継続
	学級での指導 ○共感的な人間関係の醸成 ○自己有用感を実感できる学級づくり		
二 次 指 導	いじめられた児童へ ○友人づくりの促進 ○対人関係の修復	いじめた児童へ ○人間関係づくりの改善 ○規範意識の育成	保護者との連携 ○家庭教育力の向上 ○いじめ対策についての説明・啓発
	全校での指導 ○いじめ防止基本方針の見直し。 ○学年・学級経営の充実 ○人権意識を高める学習・生活指導の実践		

6 いじめの解消について

(1) 「いじめ解消」の定義

加害者に指導したり、加害者が被害者に謝罪したりしたことでいじめが解消したと判断するのではなく、次の2つの条件を両方満たした場合、いじめが解消したと判断する。

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断された場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

○ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

(2) いじめの解消に向けた取り組み

- いじめの事実を確認したときは、迅速かつ組織的な指導体制で、いじめを止めさせるとともに、再発防止に努める。
- いじめを受けた児童、その保護者への支援を最優先に行うとともに、情報共有に努める。
- いじめを行った児童への指導及び支援とその保護者への助言に努め、その際、いじめを行った児童による、いじめを受けた児童に対する謝罪のみで解消したと判断しない。
- 傍観している児童に対しては、いじめは許されない行為であることの理解を促す指導及び相互の関係回復に努める。
- インターネットや携帯電話等による誹謗中傷については、迅速かつ組織的な事実把握を行い、直ちに削除等の措置を行うように努める。また、必要に応じて、関係機関等の協力を求める。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるように、両者が別室等で学習する等の措置を講じる。

- 心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者などの外部専門家の協力を必要に応じて求め、組織的に再発を防止する措置をとる。
- 犯罪に触れるいじめの行為については、警察等との連携を図るとともに、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対応

- 重大事態が発生した旨を、水戸市教育委員会に速やかに報告する。
- 水戸市教育委員会の指導により、当該事案に対処する、いじめ防止対策委員会（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、学級担任、PTA会長）を開催する。
- 上記組織を主体として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 関係児童への指導・援助を適切かつ迅速に行う。

いじめられた児童に対して	いじめた児童に対して
・ 身柄の安全の確保 ・ 不安への支援 ・ 対人関係づくりの修復	・ いじめの様相に応じた指導・支援 ・ 規範意識の育成 ・ 対人関係づくりの改善

- 関係児童の保護者へ事実関係の報告をするとともに、情報交換を継続し、信頼関係の構築に努める。

8 その他

(1) 学校の取組の評価及び検証

学校評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を評価項目に位置付ける。

(2) 基本方針の見直し

策定から1年程度の経過を目途として、国のいじめ防止対策推進法の施行状況等を勘案して、見直しを検討する。